



概要版

令和 7 年度～令和 11 年度

第 3 次匝瑳市地域福祉計画 及び地域福祉活動計画

計画の策定にあたって

地域福祉の役割は、誰もが住み慣れた地域で、お互いに支え合い助け合うことにより、一人ひとりの個性を活かし、地域の一員として生活することができる社会をつくることです。

本市では、住民同士の絆や支え合い・助け合いの精神のもとで、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりの実現をめざし、令和 7 年度から令和 11 年度までを計画期間とする「第 3 次匝瑳市地域福祉計画及び地域福祉活動計画」を策定しました。

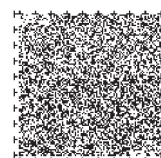
計画の位置づけ

「地域福祉計画」は、市が策定する計画で、理念や仕組みを定めます。

「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会が策定する計画で、地域主体の行動計画を定めるものです。

本市では、両計画を一体的に策定し、相互に連携や、補強・補完し合いながら、地域福祉を発展させていきます。また、本計画は「成年後見制度利用促進基本計画」及び「再犯防止推進計画」を包含するものです。

この冊子には、目の不自由な方への情報提供を目的に音声コードを貼付しています。専用の読み上げ装置やスマートフォンアプリなどで読み取ると、記録されている情報を音声で聞くことができます。



◆◆基本理念◆◆

本計画の基本理念は、地域福祉の考え方や本市の現状及び課題などを踏まえつつ、市として一貫性のある地域福祉の推進を図るため、これまでの基本理念を継承します。

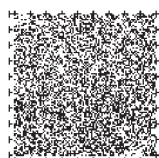
地域共生社会の実現に向けては、すべての人が「担い手」「受け手」の関係性を超えてつながり支え合うことが必要です。住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けることができるよう、子どもから高齢者まで、また障がいの有無などに関わらず、誰もが参画し助け合うまちづくりを進めていきます。

住み慣れた地域で 安心して暮らせる地域社会（地域力）の構築

◆◆基本方針◆◆

本市では、誰もがいきいきと安心して暮らすことのできる地域社会の実現をめざし、地域や地域住民、地域内で活動する各組織・団体の福祉機能の向上を図り、市民が地域での「結びつき」「助け合いや支え合い」といった共助の精神を育むことのできる地域の福祉推進を支援する環境を整備するため、次の 5 つの基本方針を本計画に盛り込むべき方向性として掲げます。

基本方針①	基本方針②	基本方針③	基本方針④	基本方針⑤
地域共生社会 の実現	既存の 福祉資源を 最大限活用	人材の 育成支援	福祉コミュニティ の支援	地域福祉の 推進を支える 施策の展開



◆施策の展開◆

基本理念の実現に効果的に取り組むため、本計画においては、以下の5つの基本目標を掲げ、施策を分類し、体系化しました。

基本目標1 多様なニーズに応じた情報提供のできるまち

相談・広報活動を通して、市民の福祉に対する意識の高揚、市民同士の支え合いや助け合い活動が継続的に行われる仕組みづくりに努めます。

【基本施策】

- 情報提供・相談支援体制の充実
- 地域の福祉課題や福祉ニーズの把握

基本目標2 福祉活動が活発で参加しやすいまち

福祉教育を通して、市民一人ひとりの福祉知識・技能の向上を図るとともに学習・体験機会の創出に努めます。

また、市内で活動する福祉団体やボランティアなど組織の運営・活動を支援し、住民の地域活動に対する支援などのほか、市民が生きがいを感じることでできる組織づくりを支援します。

【基本施策】

- 福祉教育・学習機会の充実
- 福祉団体との連携
- ボランティアの体制づくり
- ボランティア人材の発掘と育成
- 地域福祉活動の展開
- 地域福祉活動の支援と地域人材の確保

基本目標3 誰にとっても暮らしやすいまち

バリアフリー環境の整備に取り組み、地域の福祉拠点としての施設整備や市民の外出を促進するための移動支援に取り組みます。また、高齢者や障がい者などへの買物支援策の充実を図ります。

【基本施策】

- 地域福祉の基盤整備

基本目標4 地域に根差した活動のできるまち

地域福祉推進の中核的な存在として活動している市社協の運営・活動を支援するとともに、実際に本市の地域福祉活動の拠点となる、地区社協の福祉機能の強化を図ります。

【基本施策】

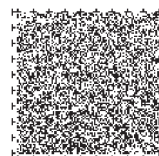
- 社会福祉協議会の運営支援

基本目標5 誰もが安心して暮らせるまち

高齢者や障がい者の在宅生活の支援や子育て支援、生活困窮者の自立支援など、市民の生活を包括的に支えるための多様な福祉ニーズに応える事業を推進します。また、市民一人ひとりが、心身ともに健康で健全な生活を営むことができるよう、医療・保健環境の整備や人権擁護を推進します。

【基本施策】

- 地域の防犯・防災活動の展開
- 地域におけるセーフティネットの構築
- 権利擁護・成年後見制度の利用推進
⇒ **【成年後見制度利用促進基本計画】**
- 再犯防止の推進に向けた支援
⇒ **【再犯防止推進計画】**



成年後見制度利用促進基本計画

成年後見制度とは、認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で、判断能力が十分でない方の権利を守るため、成年後見人などを選任して、法律的にその方の財産の保護や、暮らしの支援などを行う制度です。本計画では、地域包括ケアの理念のもとで、すべての地域住民の権利を守る仕組みの構築をめざします。

基本方針

- ① 権利擁護の推進
- ② 成年後見制度の周知・啓発
- ③ 成年後見制度の利用の促進
- ④ 地域連携ネットワークづくり

再犯防止推進計画

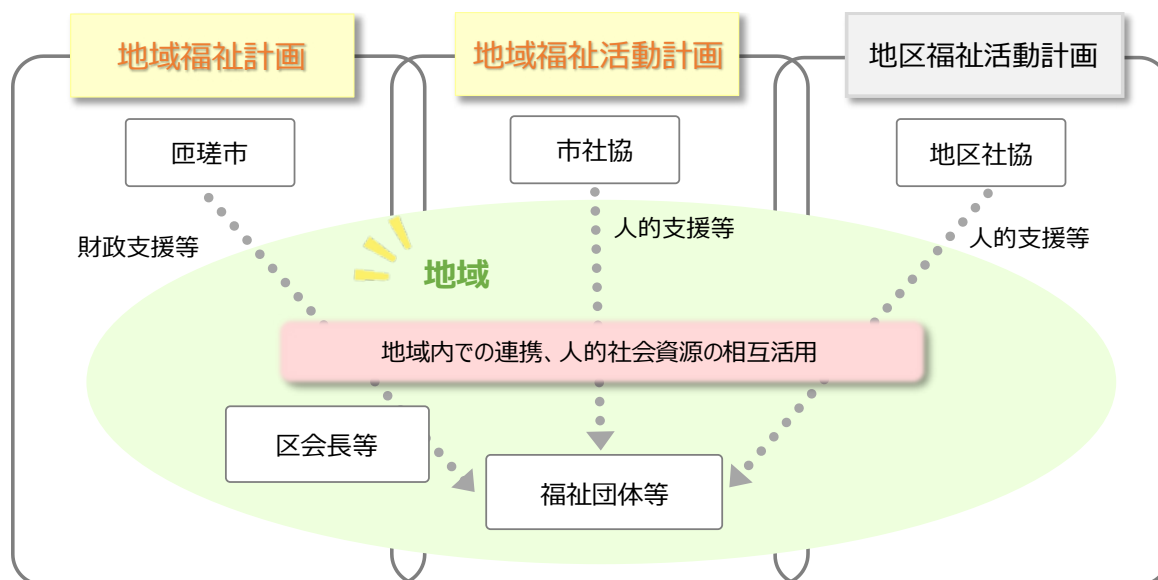
犯罪や非行をした人の中には、安定した仕事や住まいの確保が難しい、高齢で身寄りがいないなど、地域社会で生活する上で様々な課題を抱えているケースが多く存在します。本計画では、犯罪や非行を未然に防ぐとともに、社会での孤立や、十分な支援を得られないことにより、再び罪を犯してしまうことのないよう、地域全体でセーフティネット構築の取組を進めていきます。

基本方針

- ① 就労・住居の確保などを通じた自立支援
- ② 民間協力者の確保・活動支援
- ③ 地域での包括的な支援体制の構築

◆計画の推進に向けて◆

本計画では、地域における実践的な福祉を担っている市社協と行政との連携を強化し、地区ごとに構成される地区社協を核とした地域福祉の推進体制の構築をめざすとともに、将来的な地域の福祉力の育成・向上を図ります。



第3次匝瑳市地域福祉計画及び地域福祉活動計画

発行：匝瑳市／匝瑳市社会福祉協議会 発行年月：令和7年3月

【匝瑳市福祉課】

〒289-2198
千葉県匝瑳市八日市場八793番地2
TEL：0479-73-0096（直通）
FAX：0479-72-1116
HP：<https://www.city.sosa.lg.jp/>

【匝瑳市社会福祉協議会】

〒289-3182
千葉県匝瑳市今泉6491番地1
TEL：0479-67-5200（直通）
FAX：0479-67-5201
HP：<https://sousashishakyo.jimdo.com/>

